

令和 2 年 第 6 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 2 年 3 月 2 4 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千葉孝
教育長職務代理者	古巻勲
委員	蓮沼千秋
委員	石井正治
委員	庭野正和

事務局	教育推進課長事務取扱	
	教育委員会事務局参事	柴田靖弘
	学務課長	田島勉
	指導室長兼教育研究所長	近津勉
	学校施設担当課長	石塚修
	統括指導主事	傳田学

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡田隆史
	同 主査	志村一彦

千 葉 教 育 長	開会時刻 午後 1 時 ただいまから、令和 2 年第 6 回教育委員会定例会を開催します。 本日、2 名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 〔傍聴人入室〕
教 育 長	日程第 1、署名委員を決定します。古巻委員と庭野委員にお願いをします。 続いて、日程第 2、議案の審議にまいります。 審査の進め方についてですが、10 号から 14 号までの議案については、会計年度任用職員制度の導入に伴うものでありますので、一括して審査します。また、18 号から第 20 号までの議案につきましても、学校給食調理業務委託の全校導入に伴うものでありますので、一括して審査したいと思います。 それでは、順次審査をいたします。 初めに、第 9 号議案、江戸川区教育委員会事務局処務規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会事 務局参事	第 9 号議案、江戸川区教育委員会事務局処務規則の一部改正についてでございます。 お手元に横判の新旧対照表を 2 枚お配りしてございます。この規則の改正につきましては、組織改正に伴うものでございます。左側に新たな規定、そして、右側にこれまでの規定を記載させていただいております。 第 2 条の中で、「学校施設担当課」を改めまして、「学校施設課」とさせていただきます。係でございますが、これまで「施設係」、「学校改築担当係」でございましたが、新たに「管理係」、「適正配置推進係」、「改築推進係」と 3 係に組織をさせていただきます。 裏面、2 ページ目をごらんいただきたいと思います。この第 8 条で、それぞれ業務の分掌事務を記載してございます。学務課学事係の 3 号、「校外施設の管理に関すること。」という規定がございますが、これを削除するもので

	ございます。これは、日光の林間学校の廃止に伴いまして、この校外施設の管理がなくなるということで削除させていただきます。 続きまして、「学校施設担当課」を「学校施設課」に改めまして、「管理係」の分掌事務でございます。これまで「施設係」という係の分を受け継ぎながら、課の処務担当の係として、第5号で「他の係に属しないこと。」という一文を載せさせていただいております。 「適正配置推進係」につきましては、「学校の適正配置に関すること。」、「学校施設改築の推進に関すること。」と2項でございます。 「改築推進係」は、「学校施設改築の推進に関すること。」としてございまして、これまで「改築担当係」にありました「学校適正配置に関すること。」を「適正配置推進係」のほうに移したということでございます。 それぞれ「改築推進係」と「適正配置推進係」の中に、「学校施設改築の推進に関すること。」と同じ文章がございますが、これは「適正配置推進係」では、統廃合も含めたときの改築ということもございます。そうしたときには、一緒に仕事を進めていくということになるかと思いましたので、このような記載をさせていただいているということでございます。 次に、専決区分でございますが、こちらは会計年度任用の導入に当たりまして、教育長の専決の権限についての別表第2、3ページ目、3枚目でございます。こちらの別表第2の6番目、ここで、今までは「臨時職員」と書いてございましたが、これは「会計年度任用職員」と変更になるということでございます。 付則でございますが、この規則は、令和2年4月1日から施行するということでございます。 こちらについては以上でございます。
教 育 長	ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問ありましたら、どうぞお願いいたします。 よろしければ、第9号議案は原案のとおり決定することによろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定をいたします。 次に、第10号議案、江戸川区教育委員会非常勤職員に関する規則の廃止について、第11号議案、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事

教育推進課長	務取扱規程の一部改正について、第１２号議案、学校職員服務取扱規程の一部改正について、第１３号議案、学校職員出勤簿整理規程の一部改正について及び第１４号議案、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。 第１０号議案、江戸川区教育委員会非常勤職員に関する規則の廃止についてでございます。こちらは、会計年度任用職員にかかわる規定ということでございまして、これまで教育委員会でこの規則を持っておりましたが、会計年度任用職員に変わることによりまして、今後は、区長部局職員課で一括の規則を制定することになりましたので、これを廃止するものでございます。 お手元には、現在の規則の条文をおつけしてございます。これを全部廃止ということでございます。 続きまして、引き続き第１１号議案、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正についてでございます。 お手元に新旧対照表１枚をおつけしてございます。今回のこの規程につきましては、都の規則改正に伴うこの規程の一部改正でございます。 この定義の中で、第２条、「この規程において、『職員』とは、次に掲げるものをいう。」という規程がございまして。その第４項で、「東京都公立学校『会計年度任用職員』の任用等に関する規則」ということで、これまで「一般職非常勤職員」といった記載がこのように変更になるというものでございます。 なお、付則にございまして、この訓令は、令和２年４月１日から施行するというものでございます。 続きまして、第１２号議案、学校職員服務取扱規程の一部改正についてでございます。 お手元に新旧対照表２枚、４ページにわたるものをおつけしてございます。こちらでも会計年度任用職員に変更になるということを、それぞれ「一般職非常勤職員」という記載が「会計年度任用職員」ということで改めたものでございます。 なお、この訓令につきましては、令和２年４月１日から施行するというものでございます。 続いて、第１３号議案、学校職員出勤簿整理規程の一部改正につきまして、お手元に２ページ、１枚の新旧対照表をおつけしてございます。 こちらにつきましても、「一般職非常勤職員」という記載が「会計年度任用職員」ということで変更をさせていただいております。 付則にございまして、この訓令は、令和２年４月１日から施行すると
--------	---

いうことでございます。

続きまして、第１４号議案、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正についてでございます。

お手元に新旧対照表３枚にわたってお配りしてございます。

まず、変更点でございます。１枚目でございます第２条の頭に支給対象外職員について規定をしてございますが、この第２条の３枚目の２項、４号の２のところで、「退職後引き続いて会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受けることとなった者」となります。条例というのは、これは区の条例ということになってございまして、この条例の改正の適用を受けることとなった者ということでございます。幼稚園教育職員については、定年等で退職した後に、引き続いて会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づいて、そういうふうに適用になった者というものについては、こちらの幼稚園教育職員の期末手当については支給をしない、対象外の職員であるという規定の内容でございます。

続いて、４ページ目をごらんいただければと思います。こちらにつきましては、欠勤等の日数についての記載でございます。９号でございますが、これまでは、職員専念義務を免除され、かつ、免除基準の第２条に規定する承認を受けていない期間ということで、「団体派遣期間又は講演等を行った期間」という規定になってございましたが、これに追加されまして、「妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間を合わせて除く。」というような改正内容になってございます。こちら、今まで欠勤等の日数としない取り扱いとなっておりましたけれども、これが規定上、無給職免から除かれていなかったため、ここで変更させていただきたいというものでございます。

こちらにつきましては、付則にございますとおり、この規則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、今申し上げた第５条第１項第９号の改正規定は、公布の日から施行するというものでございます。

今の規定につきましては、実は、平成２１年にこの制度が変わっておりまして、当時の改正が漏れていたものということで、今回改めて条文内容を確認しましたところ、そういうことがわかりましたので、ここで改めさせていただきました。そこで、付則の中で、この第５条第１項第９号の改正についてだけは、公布の日から施行をするということで記載をさせていただいたものであります。

第１４号以下については以上でございます。

教 育 長	ありがとうございます。それでは、ただいまの第10号議案から14号議案まで、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。
庭 野 委 員	基本的には、会計年度ということで、文言整理と思うので、いいと思います。
古 巻 委 員	基本的なことが今のお話でわからないので教えていただきたいのですが、2ページ目の第2項第7号ですね、地方公務員の育児休業等に関する法律というのがございますね。14号、最後の。講演等を行った場合等の云々でここに出てきた第2条第1項第7号ですね。基準日というのがありますが、これはどういう基準日という考え方なのか。3月1日または6月1日である場合にあっては、基準日以前3カ月間、基準日が12月1日である場合にあっては、基準日以前に6カ月間、これらの期間を規定期間という。ということは、賞与の対象の期間という考え方でいいのですか。
教育推進課長	この賞与の支給が3月、それから6月、そして12月にございます。その支給の勤務日数ですとかそういったものを算出するときの基準日が、それぞれ3月1日、6月1日、12月1日ということで定められているというものでございます。
古 巻 委 員	わかりました。基本的なことですみませんでした。
石 井 委 員	古巻委員と同じ今の14号議案なのですが、3ページ目の4の2、それから4に絡んでくる事柄なのですが、4の2が加わったことで、4というのは実際に起こり得るケースがあるのでしょうかというのをお聞きしたいのですが。つまり、退職後新たに条例の適用を受けることとなる、ここでいう条例というのは、第1条でいう条例ですので、省略しないで言うと、退職後新たに幼稚園教育職員の給与に関する条例の適用を受けることになるという方は実際いらっしゃるということでしょうか。ケースとして。
教育推進課長	ケースとしては考えられることだと思います。退職した者が、また改めて任用試験を受けた上で採用された場合という、そういった職員が当てはまるものだと思います。ただ、今、江戸川区で言えば、幼稚園教育職員を新たに任用しておりませんので、直接は対象としては、今の段階ではないというのが実情でございます。

石 井 委 員	そうすると、４と４の２、この二つをセットで持っておくことで、幼稚園教育職員の皆さん全てをカバーできている、カバーできるということでしょうか。
教育推進課長	４の２、今回改めて記載させたものがございますが、退職後引き続き会計年度任用ということになりますので、これまででいうところの非常勤職員として採用された場合には、これまでの幼稚園教育職員の期末手当に関するものについては適用されませんが、逆に会計年度任用職員のほうで、条例の中に期末手当の記載がございますので、そちらの適用になるという意味合いでここに記載をされたということでございます。
石 井 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。 他になれば、第１０号から１４号までの各議案は原案のとおり決定するでよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 続きまして、第１５号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	第１５号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。これは、先般ご審議いただきました、今、第１回定例区議会でご審議いただいてる条例案のもとに規則の改正を行うものでございます。ですので、まだ条例自体は、明日本会議で議決があるということを前提でございますが、規則の案ということで示させていただいております。 お手元には５ページにわたるものをお配りしてございます。 まず、１点目でございますが、年次有給休暇の付与につきましてでございます。こちらにつきましては、第３項を今回追加でございます。「会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則は江戸川区の規則、先ほど申

しました規則は江戸川区のものになります、の適用を受けていた会計年度任用職員が引き続いてこの規則の適用を受ける場合における当該職員のその年度の年次有給休暇の日数は、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、この規則の適用を受けることとなった月に応じ、別表第一に定める日数を加えたものとする。」というものでございます。引き続き任用された場合には、これまでのものも引き継ぎながら、新たに採用された月に応じて付与される日数を加えることができると、そういう規定でございます。

続いて、3ページ目でございます。第14条の2、育児短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例についてでございますが、第14条の2の第3項で、「第十三条第三項に規定する職員であって、この規則の適用を受けることとなる日から育児短時間勤務を始めるもののその年度の年次有給休暇の日数は、同項の規定にかかわらず、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、別表第二の二に定める日数を加えたものとする。」というものでございます。先ほどの会計年度任用と分けて、育児短時間勤務をしている者に対する記載でございます。

続いて、第15条、臨時的に任用された職員の年次有給休暇についてでございますが、15条の2項でございます。これまでは、「前項に規定する年次有給休暇は、職員が引き続き任用された場合においても、繰り越さない。」となっておりましたものを、「前項の規定による年次有給休暇の付与をされた後、同一年度内において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合の年次有給休暇は、その任用され、又は更新された日より前の同一年度内における任用の日から引き続き任用され、又は更新された任期の末日までを任用期間とした場合における別表第3に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数を引き続き任用され、又は更新された日に与える。」というものでございます。この別表の第3というものが、5ページ目に改正分が、期間が長い人たちも考えられるということで、プラスになっているという、そういう改正内容となっております。

同じく第3項でございます。4ページ目の上でございます。「臨時的に任用された職員が任用期間の初日の属する年度の翌年度において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合であって、前二項に規定する年次有給休暇の日数のうち残日数があるときは、二十日を限度に翌年度(年度の途中に年次有給休暇を付与された者にあつては、翌々年度におけるその

	付与された月の前月まで)に限りこれを繰り越すことができる。ただし、その任用され、又は更新された日の属する年度の前年度(新たに臨時的に任用された職員となった者については、当該年度における新たに臨時的に任用された職員となった日以後の期間)における勤務実績が八割に満たない臨時的任用職員については、この限りではない。」ということでございます。 それからもう一点、第32条の3でございます。業務量の適切な管理等についてということでございまして、これは先日も別のところでもお話をさせていただきました。給特法の改正に伴いまして、時間外勤務の上限を定めたものでございます。幼稚園教育職員につきましても、条例の中でこの規程はございましたが、条例を受けて、この規則中で時間数、「一月について四十五時間」、「一年について三百六十時間」を超えないというような上限があるということで規定をさせていただいたというものでございます。 なお、第2項には、それによらずということで、「一月について百時間未満」、「一年について七百二十時間」を超えない、また、「一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において一月当たりの平均時間について八十時間」というのが上限として規定をされてございます。また、「一年のうち一月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について」は、六月までということでございます。これは法律で規定をされたものということで、幼稚園教育職員についても適用するという内容でなっております。 付則でございますが、この規則は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。 細かくなって恐縮ではございますが、以上でございます。
教 育 長	ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見ありましたらよろしくお願い致します。
教育推進課長	同じような言葉がずっと続くのですけれども、結局、年次有給休暇はこういう区分の方々にはこれだけ寄与すると、そういう規定になってございます。
石 井 委 員	4ページ目の新の3と書かれているところにかかわることをお聞きしたいのですけれども、最後のところに、勤務実績が8割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りではないということなのですが、その前に、20日を限度に繰り越すことができるというふうになっておるのですけど。

	そうすると、勤務実績が８割に満たない方というのは、繰り越しはゼロになってしまうということでしょうか。
教育推進課長	そのとおりでございます。繰り越しできません。
石 井 委 員	そのときに、この限りではないというような言い回しというのは、多分、法的な特徴的な言い回しなのでしょうけれども、できそうかななんていうふうに思ったりするのですが、そうは読んじゃいけないのですね。
教育推進課長	それまでは繰り越すことができる、６行目までは、臨時で任用された職員のことを記載されておりまして、その後に「ただし、その任用され、または更新された日の属する年度の前年度における勤務実績が八割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。」というふうに記載になっております。冷たいのかもしれませんが。
石 井 委 員	ありがとうございます。
庭 野 委 員	今の下ですけれども、働き方改革というか、業務量の適切な管理というところで、条例ではしっかりと定められていて、さらに施行規則できちんとそのところをさせるということですので、学校だけでなく幼稚園の教職員についても、これにされるということはとても、働く者にとって勇気がわくというか、しっかりとやっていけるものになっていくんじゃないかなと思っています。以上で、考えです。
教 育 長	よろしいでしょうか。 それでは、他になれば、１５号議案は原案のとおり決定するということによろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定をいたします。 次に、第１６号議案、江戸川区立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてを議題とします。事務局からの説明をお願いいたします。
教育推進課長	第１６号議案、江戸川区立学校の管理運営に関する規則の一部改正につい

	てでございます。 今回の規則の改正には2点ございます。1点目は、学校職員の栄養士の職に主幹栄養教諭等の職を設けたと。東京都のその制度の改正を受けての規則の改正となっております。そして、もう一点は、今もお話しになりましたけれども、教育職員の業務量の適正な管理等に関する措置ということで、上限を記載させていただいたものでございます。 新旧対照表が1枚、両面でございます。まず1点目が第6条の2の3ということで、「主幹教諭（栄養） 主任栄養教諭及び」という部分で、これが新たな職となります。この職を設けた理由として、東京都の教育委員会では、栄養教諭の人材育成及び各地区における食育推進体制のさらなる強化のために、栄養教諭の上位職を設置したというものでございます。 この改正を受けまして、規則の改正となっております。6条の2の3、「小・中学校に主幹教諭（栄養） 主任栄養教諭及び」というものを新たに記載をさせていただきました。 第2項、「主幹教諭（栄養）は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。」第3項、「主任栄養教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、校長の監督を受け、児童又は生徒の食に関する指導及び学校給食の管理をつかさどる。」というものでございます。 4項につきましては、条ずれでございます。 そして、その下の記載でございます。教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置といたしまして、こちらも東京都の条例を受けて、これを規則の中に規定するものでございます。内容は先ほどと同様に、1カ月についての時間外勤務は45時間が上限、1年については360時間、先ほどの幼稚園教育と同様の内容となっております。 付則でございますが、この規則は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。 こちらについては以上でございます。
教 育 長	ただいまの件に関しまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。
石 井 委 員	2点あるんですけど、1点目は、栄養教諭も含めまして、主任栄養教諭、それから主幹教諭（栄養）の先生方と、学校には管理栄養士の方もいらっしゃるかなと思うんですけど、その方との関係性はどうかということと、もう一つは、第6条、新たなほうの2番ですけど、命を受けてということな

	のですが、この命を授ける方は誰なのでしょうか。2点すみません。
教育推進課長	まず1点目でございますが、この管理栄養士というのは、必ずしも資格を必要とはしておりません。学校の栄養士の場合は。ですので、それはお持ちになっている資格ということでありまして、栄養士の資格があれば、学校栄養士ができるわけございまして、この主幹とか主任というのは、第6条、それぞれ2項、3項に記載されておりますけども、こういうような役割を担っていただく職を上位職として東京都教育委員会が設けるということでございます。ですので、管理栄養士を持っている持っていないということは、条件には当たらないということであります。
石井委員	そうじゃなくて。管理栄養士の方っていらっしゃいますよね。実際に献立をつくって。
教育推進課長	管理栄養士というよりも、栄養士。
石井委員	そうですか。じゃあ、まさに栄養士の方とこの教諭との関係性をお伺いしたいのです。
田島学務課長	今回、都費の栄養士が2校に1校という配置の基準がまず設けられています、東京都の中では。ついては、それ以外の都費の栄養士が配置されていない部分については、区費の栄養士が、まずは正規職員が配置され、さらに、一部委託の中で栄養士配置すると。今回、東京都が定めている栄養教諭自体は、都費の栄養士の中で2名、実際に配置をされています。
近津指導室長	栄養教諭の主な職務なんですけども、学校の栄養の管理に関すること、それから、児童・生徒の栄養指導に関すること、加えまして、地域の栄養指導に関することということで、区内の地域での栄養士の研修であったり、指導的な役割も担っているところでございます。
田島学務課長	それに、今度、学校の中では主任教諭としての役割も入ってくる。さらには、その上に今度、栄養教諭なのだけでも主幹という役割も入ってくるという、学校の中でも職責が重くなってくるという、そういうことを言っています。

近津指導室長	主幹教諭が今、校長、副校長の次に生活指導や教務などをつかさどる教員として、主幹教諭という職がありますが、そこに栄養教諭は、これまで主任栄養教諭にも主幹栄養教諭にもなれなかったのですが、主幹教諭になれる道ができました。
石井委員	ありがとうございます。
教育推進課長	命を受けてということですが、この記載の仕方がわかりづらいかもしれませんが、校長、副校長のことになっております。条文の書き方がわかりづらいかもしれません。
蓮沼委員	基本的に、小学校には主幹教諭が2名、中学校3名ということで、主幹栄養教諭の場合にもカウントされるのですか。
指導室長	この場合、主幹教諭（栄養）は定数になります。
蓮沼委員	わかりました。
古巻委員	これは素朴な質問。栄養教諭というのは、何か国家資格とか、そういうしっかりとしたのがあるのですか。
指導室長	栄養士の資格以外に、栄養教諭という免許状が必要になります。いわゆる国家資格ということではなく、教諭が通常持っているような教諭としての免許状ですけども、栄養教諭の免許状があるのが条件で判定されますので。
古巻委員	それは、届け出をすれば、そういう資格を得られるということ、あるいは、試験を受けて資格をとらないと、ある一定のレベルでなきゃだめですよということですか。
指導室長	現在の栄養士が栄養教諭の免許状を取得しようとする場合には、一定以上の講習、講座を受けて、それで免許状が授与されるという形です。
古巻委員	じゃあ、試験とか何とかじゃなくて、そういう普通の講座を受けて。ということは、学校によってはそういう方がいない場合も出てくるというケースもあり得るのですか。どうなのでしょう。

指 導 室 長	栄養教諭の免許状を持ちながら、栄養士として勤務している職員もおります。現在、江戸川区には栄養教諭が2名配置されているということでございます。
古 巻 委 員	これからそういう人が出てくる可能性が。
指 導 室 長	東京都として、区内全体として栄養教諭の配置については、地区ごとに一定割合の割合で配置をするということになっております。配置の計画そのものが。したがって、現状、今、江戸川区2名ですけれども、今のところこれ以上栄養教諭が増えていくということには今はなってはいません。
古 巻 委 員	食の安全とか、そういうことがこれから、今までもそうでしたけど、かなり世間的にも目まぐるしく言われてきていますので、やはりそういう観点から大変必要だなというふうに思ったものですから。
田島学務課長	今まさに委員おっしゃったとおりで、今回2名の栄養教諭のうち、1名ないし2名が、私どもの給食に関する委員会というのに入っていて、安全であるとか、そのようなもので意見をいただく役割を担っていただくというところです。
蓮 沼 委 員	栄養士さんのリーダー的な、スーパーバイザー的な、そういう役割持ち合わせているということだね。
教 育 長	よろしいでしょうか。 他になれば、第16号議案は原案のとおり決定することによってよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定をいたします。 次に、第17号議案、幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

教育推進課長	第１７号議案、幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正についてでございます。 お手元に新旧対照表を１枚、２ページのものをお配りしてございます。内容は、今回の新型コロナウイルスに関連をして減額をしないという基準でございます。減額の免除を基準。第２条で、「別表に定める基準に従い、これを承認することができる。」ということになりまして、その第２条の別表が下に示してございます。これまでは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断」というものが原因となっておりましたけれども、今回の改正によりまして、「法律及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法による停留」ということが加わったというものでございます。こういった要件も含めて、減額は免除するという規定の改正でございます。 こちらについては以上でございます。
教 育 長	ただいまの件について、ご質問、ご意見などございますか。
教育推進課長	付則がございました。すみません。この規則は、公布の日から施行し、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則の施行の日から適用するということでございまして、この規則については、特別区人事委員会の規則でございます。こちらについては、３月２日に施行されておりますので、適用するというのは３月２日から適用というふうな、そういう付則になってございます。
教 育 長	ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見ありましたら、どうぞお願いいたします。
石 井 委 員	対象が幼稚園教育職員となっているわけなのですが、小学校、中学校は区の教職員だからということですね。すみません、よく考えないで質問してすみません。
教 育 長	他になければ、第１７号議案は原案のとおり決定することによろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長	それでは、原案のとおり決定をいたします。 次に、第 18 号議案、江戸川区立学校安全衛生管理者等設置規程の一部改正について、第 19 号議案、江戸川区立学校安全衛生委員会設置規程の一部改正について及び第 20 号議案、江戸川区教育委員会被服貸与規程の一部改正についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。
教育推進課長	第 18 号議案、江戸川区立学校安全衛生管理者等設置規程の一部改正についてでございます。今、教育長からもお話ありましたとおり、この 18、19、20 号につきましては、調理業務委託を全校で令和 2 年 4 月に実施を受けることを受けて、調理業務に関するものを改正したもの、削除した内容となっております。 まず最初の 18 号議案でございますが、第 3 条の第 2 項の次に第 3 項が、学校給食調理場における安全衛生管理者というような記載がございましたが、こちらを削除するというもの。そして、第 4 条の中ごろに、「給食調理場総括管理者」という記載がございますが、こちらを削除すると。裏面にまいりまして、同様に第 4 号の「給食調理場総括管理者、学務課長」が記載の削除。それに伴う条ずれの改正内容となっております。第 5 条につきましても、同様に削除というものでございます。 付則でございます。この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。 続きまして、第 19 号議案、江戸川区立学校安全衛生委員会設置規程の一部改正についてでございます。こちら新旧対照表が 2 枚、3 ページにわたってお手元にお配りしてございますが、内容は、今申し上げたとおり、学校給食調理場安全衛生委員会、それから衛生管理者といったものが削除されるという内容となっております。 この訓令につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。 続きまして、第 20 号議案、江戸川区教育委員会被服貸与規程の一部改正についてでございます。 新旧対照表を 1 枚お手元にお配りしてございますが、この被服貸与規程の中で、別表で、これまで区立学校で調理に従事するものに対して貸与していた被服の内容が記載されてございましたが、こちらを削除するという内容でございます。 この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。 以上でございます。

教 育 長	ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。
石 井 委 員	私自身が職場でもって安全衛生管理室の室長なんていうのを仰せつかっているところがありまして、ちょっと気になることがあるのでお伺いしたいのですけれども、第 18 号議案の 2 ページ目、新のほうで、4 に副校長先生が衛生推進者となられている格好になっているわけなのですが、これはそのまま今までもそうだったわけなのですが、衛生推進者としてのパトロールというのも、法的には多分求められていると思うのですけれども、実際のところ、副校長先生はどのぐらいの頻度でパトロールをやられているのでしょうか。
教育推進課長	衛生推進者でいいでしょうか。実は、学校における安全衛生体制の中で、副校長先生の役割というのは非常に大きな役割をお持ちいただいています。従業者数が 50 名未満のところでは、安全衛生委員会というものは設置しておりませんので、事実上、副校長先生が衛生推進者として全て担っていただくというのが今の実情でございます。 今、学校の安全衛生委員会として、産業医が見回りといいますか、職場の巡視を順次やらせていただいております。そこでは産業医の目から見た職場の安全衛生管理、特に安全衛生関係については、巡視をし、そして指摘をし、改善案という中でやっておりますが、日ごろから、衛生推進者の副校長さんに見回っていただくというのが役割でございますので、業務内で学校内を移動する際も、そういう視点を持ちながら職場の安全管理という目を持って見ていただきたいとお願いしているところでございます。
石 井 委 員	では、衛生責任者として何月何日にパトロールしましたという、そういう種類のことは、特段上がってはこないということでしょうか。
教育推進課長	そのとおりでございます。
石 井 委 員	ありがとうございます。
蓮 沼 委 員	学期ごととか、あるいは年に 1 回か 2 回ぐらい、保健委員会というのがあって、校医さんが来ていただいて、そのときに校長、あるいは副校長からそういったことも含めて報告するとか、あるいは、都の労働安全衛生委員会の

	査察があって、何校か抽出されますけども、それに基づいて他に指摘された事項を他の学校でもしっかりやりましょうというような話が校長会で周知されています。ですから、そういう意識を持つということで区からも投げかけていただいているのでしょう。
庭 野 委 員	今の石井委員の発言に関連してですけども、いわゆる推進者が見て回るといのは、例えば、今お話ありましたけど、電車とかトイレなんかでよくチェック表というのがあって、何月何日にチェックしましたよとはってあるでしょう。ああいうようなことってね、現場の知恵かもしれませんけどやっているのか。あるいは、定められて、やりなさいよということをきちんとやっているのか。どうなのですか。
教育推進課長	よくスーパーや何か行ってトイレ入ると。あれは恐らく事業上として、お客さんに対するサービスということでの表示だと思うのですが、職場のいろいろな安全衛生の中で、そこまでは一応求められてはいないということになっています。ですので、特に学校だと、児童・生徒が使う、教職員が使うトイレもありますけれども、そこまで確認をとるという措置まではしてありません。
庭 野 委 員	余りやかましくしても、これは形式的になってしまう部分もあるのですが、万が一何か中毒性のものが発生したときに、いつこれは検査したのだというような記録があれば、そこからいろいろ原因追及もできるのではないかなと思うので。やりなさいよと、推進してくださいよと言いつ放しだといけないような気がします。
教育推進課長	実は、年度明けますと、校長先生の人事異動がありますので、毎年職場の労働安全衛生の取組みについて、定例校長会、定例副校長会で私からお話しさせていただいております。資料をお配りして、それぞれ校長先生の役割はこういう役割になっていただいています。副校長先生はこういう役割ですと。養護教諭の方々はこういう役割ですと。そういう中で、教職員の安全衛生の管理について、しっかりやってくださいということは、毎年メンバーが変わりますので、やらせていただいております。
庭 野 委 員	ですから、参考までにこういうことも、現場側としては、こういう時節ですから、やはり長続きというか、1年、2年続くかもしれないと言われてい

教育推進課長	る時節ですから、問題ですから。 平成３０年に、学校の安全衛生委員会というのを立ち上げました。本区では。それまでは江戸川区役所の労働安全衛生委員会の中に学校も含まれていたのです。学校に特化したものをつくらなければならないんじゃないかということで、平成３０年に働き方改革も含めて設置をしたところで、今は学校だけでやっていますので、逆に安全衛生委員会で毎年ニュース的なものをつくって、先生方が一人ひとり見れるような、学校ＬＡＮの中でも掲示板に掲出をしながら、健康管理もあります。また、産業医が見た結果、改善したところとか、そういったものも一人ひとりの先生方に学校ＬＡＮでござんいただくようなことも今やっております。お一人お一人に、やはりそういう認識を持っていたきたいということで進めているところでございます。
庭 野 委 員	余り神経質になっちゃいけないのですけれども、やはりこういうことというのは日常的事実なので、なれてしまうと、そのまますぐ見過ごされたりなんかしてしまうことが、同じ人がずっとやっているとそうになってしまうこともあるし、余計な心配かもしれませんけれども。
石 井 委 員	今、参事から産業医ということが出まして、自分の職場のことと関連させての発言でまた恐縮なのですが、産業医の先生って、非常にいいことを言うてくださるのですよね。学校ごとに多分いろいろ言うてくださっていると思うのですけれども、区としてはそれぞれの学校に対して言われたことをうまく集約をして、どの学校の方でも見られるようなことを工夫していただけると、他のところではこういう指摘があって、こういう改善をしているのだなというのが見られて、安全をさらに向上させることができるように思いますので、もしやっていたらごめんなさい。やっていなかったら、ぜひお願い申し上げたいと思います。
教育推進課長	今申し上げましたけれども、学校安全衛生委員会というのを教育委員会で一つ組織しまして、それは学校の全体のことを、毎回、委員会を開きまして、今の取組み状況ですとか、そういったことをやっております。その委員会の中で、事務局側で何とかのお知らせみたいなものもつくりながら、そして学校ＬＡＮで一人一人に見えるような掲示板に掲出をしながら、こういった労働安全衛生委員会の取組み、皆さん方の労働環境の改善に向けてこういったことをやっていますよ、こういう成果も出ています。例えばストレスチ

教 育 長	エックの結果等ですとか、健康診断の結果がこういう結果ですよとか、そういったものも含めて、安全衛生委員会を通じて各学校にお知らせをしているということをやっています。 よろしいでしょうか。他になければ、第 18 号から 20 号までの各議案は原案のとおり決定することによろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第 21 号議案、江戸川区立学校の通学区域に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	第 21 号議案、江戸川区立学校の通学区域に関する規則の一部改正についてでございます。 お手元に新旧対照表が 3 枚、それから、この規則の改正の内容をお示しするのには、この条文をごらんいただくよりも、別に縦にカラー版がございます、をおつけしておりますので、こちらでごらんいただいたほうがわかりやすいかなと思いますので、こちらをあわせてごらんいただければと思います。 今回の規則改正につきましては、2 点ございます。1 点は清新一小の学区域変更。これに伴いまして、第五葛西小の変更。2 点目が、二之江小学校と二之江第三小学校の統合に伴いましての学区域の変更。こちらには、葛西小学校も関連をしている。そうしたものをこの規則の別表で、それぞれ町丁名で新旧の対照をお示ししてございますが、今申し上げたこの縦判のほうをごらんいただきますと、絵でエリアが見えると思いますので、こちらをごらんいただければと思います。 1 ページ目が、清新一小と第五葛西小学校の学区域の変更でございます。左側のものが現在のもので、一番左側、水色で表記されているものが今の清新一小の学区域でございます。これを今回の改正、令和 3 年の 4 月 1 日以降ということで、この黒の点線で囲った部分を第五葛西小学校の学区域とすると、そういう変更でございます。 それから、3 枚目をごらんいただければと思いますが、もう一点、二之江小学校と二之江第三小学校の統合に伴う学区域の変更でございます。こちらでお示した右側の表、統合後の学区域。赤い部分でお示した部分が二之江第三小学校であったところが、葛西小学校の学区域に変更するというもの

	でございます。その上の青い囲みが統合した二之江小学校の学区域と変わります。という内容でございます。これを町丁目でお示ししたのがこちらの新旧対照表でございます。それぞれの学校に記載させていただいております町丁目という記載でこのようになります。 なお、この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するという内容となっております。説明は以上でございます。
教 育 長	ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞお願いします。
石 井 委 員	上のほうの変更についてなのですが、今、清新第一小学校の通学域だったものが第五葛西小の通学域になる、変更後の通学域で黒い破線で囲まれた地域ということなのですが、これは前にもお願いをしたことなのですが、こちらから第五葛西小に行くときには、葛西橋通りを渡る、あるいは橋をくぐるということが必要なのですけれども、多分三つぐらい方法がありまして、一つは船堀街道のところの信号を渡る。それからもう一つは、この地図でいきますと、葛西橋通りとある橋というところに横断歩道が一つありまして、渡った先がラーメンの王様だというのは前に申し上げたのですけれども、その横断歩道を渡るか、あるいは、葛西橋通り、高架になっているその下を通るかという三つぐらいがあるかと思いますが、特に、ラーメンの王様のところに行く横断歩道、その時間を少し長くしてもらえるような工夫というのを今のうちからやっておいていただけると、あそこ、車でとまることも結構あるのですが、ちょっと短いのではないかなと思います。やはりどうしても葛西橋通りが優先されますので。できましたらば、ぜひなのですが、通学時間帯については、歩行者用の信号、青の時間を1.5倍ぐらいにしてもらえるような、そんなことを警視庁になるのでしょうかね、国土交通省になるのでしょうか、うまく連携していただければと思います。
学 務 課 長	令和2年4月1日に、今回、通学区域を変更させていただいて、令和3年4月にそれを適用するという形になります。今後、来年度について、早い段階から、委員お話しのとおり、通学路の指定と、並びに安全策について関係機関で協議し、そこら辺についての配慮も十分対応していきたいと考えてございます。
石 井 委 員	よろしくお願いします。もう一点の葛西小学校へ変更する区域という赤い

学 務 課 長	ところ、３枚目を見ながら言っているのですが、ここの部分は、大通りを渡るようなことは全然ないと考えてよろしいでしょうか。 実は、以前ここは、葛西小学校の学区域でございました。二之江第三ができるまで。ただし、そのとき環七はなかったと思います。実は、新川が境目になっていまして、二之江第三ができたときに、この葛西の方々が二之江第三に通うこと自体は大分いろいろ物議があったわけですが、その橋を渡すことで何とか二之江第三に移っていただいたということがあったのですが、今回の統合に関して申し上げますと、今葛西小・中学校は改築が終わりまして、本来葛西のほうの地域のコミュニティも、川で北と南で違うエリアになっていますので、どちらかという葛西小学校の学区域になるところは、元に戻るといいますか、そういうようなことであろうかなと。
石 井 委 員	それは大変いいと思うのですが、今問題にしたいのは、じゃあ環七、安全に渡れるのかということなのですが、そこはいかがでしょうか。
学 務 課 長	北側のほうには、たしか境目のあたりには歩道橋が一個あります。もちろん、先ほどもありましたように、統合に向けてはそういったことも、通学路の指定ということも当然あると思いますので、そういったことは対応していきたいと思います。
教 育 長	よろしいでしょうか。他になれば、第２１号議案は原案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 続いて、日程第３、教育関係事務報告にまいります。 初めに、教育委員会後援名義使用承認についての報告にまいります。事務局からご説明お願いいたします。
教育推進課長	教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。 お手元に申請の一覧ということで、今回は教育推進課から１件になります。 行事名は、第２６回伝統工芸藍型染展、申請者は、この工房の代表の方でございます。２６回目の後援名義の申請となっております。

	事業目的でございますが、伝統工芸の保護育成と、伝統工芸作品を広く区民の方に理解し親しんでいただくための作品発表展示会ということでございます。 実施日時は、令和2年5月12日から17日、タワーホール船堀展示ホール1におきまして、一般区民を対象に行われるものでございます。 経費の徴収でございますが、出品料といたしまして1万2,000円。入場につきましては無料となっております。 後援の内容については、後援名義の使用、それから会場の提供（事前承認）他、PRの面について後援を行うものでございます。 一緒に申請書をおつけしてございます。それから、予算書でございます。収入については、先ほど申し上げた、出品料10名、一人当たり1万2,000円。その他区の補助といたしまして、これは会場の使用について、この伝統工芸のものについては補助をしているということでございます。 ちなみに、これはもう26回もやっておりますけれども、藍染の形染は、江戸川区の指定文化財として、これを実施する方、技術者についても指定をさせていただいて、松原染織工房という方々でございます。なかなかない技能でして江戸川区内にはもちろんこれしかありませんが、ときには子どもたちにも、学校でもこうした、授業でも体験をさせていただいているような、そういった貢献もさせていただいている方々でございます。 ご説明は以上でございます。
教 育 長	ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞお願いいたします。
石 井 委 員	後援の内容について、会場提供（事前承認）ということがあるのですが、一般論で私の理解でいきますと、後援をしてください。いいですよ。ついては、会場使用料は無料にしますよ。というのが本来の流れかなと思うのですよね。ですけれど、次の予算書を見ると、区から一旦11万3,100円を補助してもらって、それを会場費として払うという格好になってはいますが、こうじゃなくて、会場費そのものをゼロにするというのが後援のあり方ではないかなと思うのですが、これは以前からこうでしたか。
教育推進課長	実は、タワーホール船堀とか、広域での施設につきましては、免除という制度は基本的に条例にないのです。コミュニティ会館ですとか、区民館については、区民の使用を前提にしておりますのでありますが、広域的な施設、

	スポーツセンターですとか陸上競技場、そういったところは免除というような制度を持っておりませんので、それにかかる分についてはこうした形で、なかなか今、後援名義少ないのですけども、伝統工芸という区で保護をしているという団体の活動については、教育委員会として会場使用料を補助するということが今も続いているということでございます。
石 井 委 員	わかりました。もう一点だけいいですか。やはり後援の内容なのですが、目録印刷というのが内容の中に入ってきているのですけど、これは予算書の中には目録印刷というのは入ってきていないのですけれど、どういうふうに読み取ったらいいのでしょうか。
教育推進課長	これは主催の松原工房さんが内容をおつくりになった上で、私どもの中で庁内印刷をしてご用意しているというものでございます。発注をかけてということではなくて。
古 巻 委 員	基本的なことですけど、このご時世ですので、開催自体というのは、今のところはやる予定なのですか。近々のものは。すみません。
教育推進課長	今、新型コロナウイルスということになりますと、不特定多数の方が密閉された空間の中でということではありますが、今の時点では、主催者の方は開催を予定されているということで、このように申請が上がっていると。これから先どのような形になるかということだと思います。
古 巻 委 員	だから、開催の有無も含めて、どこかの時点で見極めるということをしなないと、やっぱり今こういう流れになっていますからね、
教育推進課長	ちなみに、昨年度でございます。大体、来場者ということで報告をいただいておりますが、一日当たり大体１７０名ほどの方がお見えになっているというような報告をいただいております。
教 育 長	よろしいでしょうか。他になれば、ただいまの報告事項は了承といたします。次に、教育管理職の異動について及び教職員の人事についての報告にまいります。これらの報告につきましては、人事に関する案件でありますので、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定めます秘密会により審議したいと思います。この発議に賛成の方の挙手をお願いいたします。

教 育 長 教 育 長	〔賛成者挙手〕 賛成多数であります。これより会議は秘密会となります。 それでは、傍聴人の方のご退出をお願いします。 〔傍聴人退室〕 〔秘密会〕 〔秘密会終了〕 以上をもちまして、令和２年第６回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午後２時２９分
---------------------------	--